

—平成31年度大竹市奨学金制度についてのご案内—

この制度は、優良な生徒であって、経済的理由により高等学校または大学等への修学が困難な方に対して、奨学金を貸付けることにより、有用な人材の育成の途を開くものです。

1 対象者（つぎのすべてを満たす方）

- (1) 扶養者が市内に居住する方
- (2) 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校（修業年限2年以上の専門課程）に在学又は入学予定の方
- (3) 学業が優良で操行の善良な方（出身学校の評定平均値5点満点のうち3.6以上）
- (4) 修学に支障のない健康な方
- (5) 経済的理由のため修学困難な方

（所得金額を基に世帯構成を勘案し算定した基準値が一定以下の方）

【世帯の目安基準額】※世帯員の年齢により異なるので詳細はお問い合わせください。

世帯員数(人)	2	3	4	5	6
給与収入額(万円)	480	605	700	776	857
基準額※(万円)	260	342	408	466	527

※平成30年分給与所得控除額後の額（自営業等の方は所得額）から、支払いをした社会保険料（社会保険料控除額）を引いた額です。

※奨学生と生計を同一にする世帯全員の所得額を合算します。

※臨時的な所得（退職金・資産の譲渡）は除きます。

2 貸付額

区分	国公立	私立
高等学校	月額11,000円以内	月額22,000円以内
高等専門学校	月額18,000円以内	月額28,000円以内
大学（短大・大学院含む） 及び専修学校	月額28,000円以内	月額40,000円以内

※奨学生本人名義の口座へ、3か月分を年4回振込みます（6月・9月・12月・3月）。

3 返還

卒業後、6ヵ月後からの返済となり、償還期間は10年以内です。（無利息）

返還証書に基づいた「納付書」によりお支払いください。

なお返還が滞れば、奨学生本人にまず督促をいたしますが、お支払がなければ連帯保証人に請求いたしますので御注意ください。

※平成24年4月より、奨学金返還免除制度を開始しております。

4 申請手続き

(1) 提出書類

- ①貸付申請書（第1号様式及び【別紙】申請の理由に奨学生希望者が記入）
- ②合格通知書もしくは入学証明書の写し、または在学証明書
- ③推薦調書（第2号様式に出身学校長が記入）

※区分「高等学校」なら「中学校長」、「大学」なら「高等学校長」です。

※高等学校長の推薦調書には、学校の様式による「調査表」も必要です。

④住民票謄本（続柄の記載があるもの）

市民税務課または各支所で交付請求をしてください。

⑤所得を証明する書類

収入がある世帯員（生計を同一にする）全員分を提出してください。

○所得有…「平成30年(平成30年1月～12月)分給与所得の源泉徴収票」
または「平成30年分所得税の確定申告書の写し」

○所得無…「平成30年分市・県民税申告書の写し」

（申告がお済みでない方は市民税務課市民税係で申告をしてください。）

⑥市税等の「滞納がない証明書」

6歳未満及び就学者でアルバイト等の収入がない者を除く世帯員（生計を同一にする）全員分を提出してください。

市民税務課または各支所で交付請求をしてください。

(2) 受付期間 平成31年3月11日（月）～平成31年5月7日（火）**必着**

(3) 提出先 大竹市教育委員会総務学事課教育指導係へご持参下さい。

代理可能、郵送不可

5 選考方法と結果

大竹市奨学金貸付審議会による審査のうえ決定し、5月末までに全員に結果を通知します。

6 貸付決定後の提出書類

奨学生の決定通知を受けた方は、7日以内に次の書類を提出してください。

①誓約書（連帯保証人2名の連署）

②連帯保証人の市税納税証明書

※「滞納がない証明書」とは異なりますので、ご注意ください。

③連帯保証人の印鑑証明書

※連帯保証人2名のうち、1名は保護者で、もう1名は奨学生又は保護者と生計を別にしていない返済能力のある方としてください。

【お問い合わせ：大竹市教育委員会総務学事課教育指導係 電話0827-59-2185】